

# 再就職等規制の全体像（表）

	あっせん規制	利害関係企業等への求職規制	働きかけ規制	再就職の届出	
本省 次官・ 局長級	<p>現職の職員が<b>営利企業等</b>に対し、</p> <p>①他の職員・元職員を、当該営利企業等又はその子法人に<b>再就職させることを目的として</b>、</p> <p>(1)当該職員・元職員に関する情報を提供すること（氏名・職歴・退職時期・連絡先など）</p> <p>(2)地位に関する情報提供を依頼すること（職務内容や待遇等の求人情報等）</p> <p>②ほかの職員・元職員を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼することを禁止</p>	<p>現職の職員が<b>利害関係企業等</b>に対し、</p> <p>①当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、</p> <p>(1)自己に関する情報を提供すること</p> <p>(2)地位に関する情報の提供を依頼すること</p> <p>②再就職することを要求又は約束することを禁止</p>	<p>元職員から右記に該当する働きかけを受けた場合、再就職等監察官への届出義務がある。（届け出ない場合には懲戒処分の対象となる。）</p>	<p>・ 離職前 5 年間の<b>局等組織</b>（本省部長・課長級職員であった場合の規制に加え、本省次官・局長級の職に就いていた時に在職していた機関（府省等）については当該機関（府省等）全体）に離職後 2 年間働きかけ禁止</p> <p>・ <b>自ら決定</b>した契約等事務に関する働きかけは永久に禁止</p>	
本省 部長・ 課長級	<p>②ほかの職員・元職員を、当該営利企業等又はその子法人に再就職させるよう要求又は依頼することを禁止</p>	<p>②再就職することを要求又は約束することを禁止</p>		<p>・ 離職前 5 年間の<b>局等組織</b>（5 年以上前に部・課長級として在籍した局等組織がある場合は当該組織についても）に離職後 2 年間働きかけ禁止</p> <p>・ <b>自ら決定</b>した契約等事務に関する働きかけは永久に禁止</p>	<p>・ 在職中に再就職の約束をした場合、届出（目安 1 週間以内）</p> <p>・ 離職後 2 年間に再就職の約束をする場合、届出</p> <p>（①独法等の役員への再就職の場合は事前、②それ以外の再就職の場合は事後（目安 1 か月以内））</p>
管理職職員 (行(-)7 級 以上 等)	<p><b>[営利企業等]</b> 営利企業以外の法人も含まれる</p> <p><b>[再就職させることを目的]</b> ◆再就職先のポストは常勤・非常勤、報酬の有無など問わない。 ◆再就職につながるだろうことを認識し認容していれば「目的あり」とみなされる。 ◆営利企業等に直接情報提供しなくとも、再就職目的に営利企業等に提供されると認識しながら知人等に情報提供した場合も当該情報が営利企業等に提供された場合違反となる（第三者を介したあっせん）</p> <p>◆営利企業等からの依頼に応じただけでも違反となる</p>	<p><b>[利害関係企業等]</b> ◆職員が職務として携わる以下の 7 つの事務のいずれかの相手方の営利企業等 許認可、補助金等、検査等、不利益処分、行政指導、契約、犯罪の捜査 ◆利害関係は、企業等の組織全体を単位として、退職時ポストでなく求職活動時ポストとの関係で判断</p> <p>◆単に求人情報を閲覧・収集する行為は規制されないが、企業等に自身が再就職を希望していると伝わった場合は違反可能性あり</p>		<p>・ 離職前 5 年間の<b>局等組織</b>に離職後 2 年間働きかけ禁止</p> <p>・ <b>自ら決定</b>した契約等事務に関する働きかけは永久に禁止</p>	<p>・ 在職中に再就職の約束をした場合、届出（目安 1 週間以内）</p>
本省課長補佐級				<p><b>[局等組織の単位]</b> 本省の官房及び局、施設等機関、外局、審議会等事務局、特別の機関、地方支分部局、都道府県警察、行政執行法人の組織 など</p> <p><b>[自ら決定]</b> 決裁権者として決定したもの</p>	
本省係長級以下 (行(-)4 級 以下 等)					